

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成29年3月8日(水) 午前10時～午前11時57分

場所 第2・3委員会室

出席議員(7名)

委員長 宮川 隆 副委員長 鈴木麻住 委員 大野慎治
委員 相原俊一 委員 木村冬樹 委員 堀 巖
委員 関戸郁文

欠席議員 なし

説明員(10名) 総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘
秘書企画課長 佐野 剛、同統括主査 加藤 淳、同統括主査 小出健二
行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、都市整備課長 西村忠寿、同統
括主査 岡 茂雄、

陳述人(1名) 全愛知建設労働組合尾北支部 支部長 宮島正彦

事務局出席 議会議務局長 尾関友康、同統括主査 寺澤 顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第3号	岩倉市個人情報保護条例等の一部改正について	全員賛成 可決
議案第4号	岩倉市職員の育児休業等に関する条例及び岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について	全員賛成 可決
議案第5号	岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	全員多数 可決
議案第6号	岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について	全員多数 可決
議案第7号	岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	全員多数 可決
請願第1号	住宅リフォーム促進事業助成制度の実施に関する請願	継続審査
陳情第2号	陳情書「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」	全員賛成 一部採択

◎委員長（宮川 隆君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会の案件は、議案が5件、請願1件、陳情1件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審議に入る前に、当局側から御挨拶等ございましたらお願いしたいと思っております。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、おはようございます。

きのうは午後からふぶいたりして、またけさもまだ雪がちらついていたというようなところで、先週のこの間の市民健康マラソンは一番暖かかった日だったんですけれども、非常に寒暖の差が激しい日が続いております。こうして三寒四温といいますか、一步一步春に近づいていくんだと思いますけれども、そうした中で、ここにいらっしゃる皆さん全て、体調には十分御留意をしていただきたいなというふうに思います。

また、この後、議案審議については関係職員も出席しますので、慎重御審議をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎委員長（宮川 隆君） それでは、審査に入ります。

陳述人がお越しになっておられますので、請願の審査から始めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 御異議なしと認めます。

それでは初めに、請願第1号「住宅リフォーム促進事業助成制度の実施に関する請願」から始めます。

請願者より意見陳述をされたいとの申し出がありましたので、これを認めます。

意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（宮島正彦君） 皆さん、本日は貴重なお時間を割いていただきまして、私どもの組合の請願を今から若干注釈を入れながら、読み上げながら請願いたします。

別紙のとおり、私ども建設職人の組合でございまして、愛知県下、約でございしますが、若干説明しますと1万2,000を少し切れた人数を有しております。全国的には、全建総連といたしまして、大きな組合が全国組織でありまして、約62万人を有しております。おおむね零細な大工さん、職人さん、そういう組合でございまして、一生懸命に住宅に携わっている方の職人の組

合でございます。

本日、請願に入りますが、須藤議長もきょうお見えでございますして、よろしく読み上げながら請願をいたします。

請願の趣旨でございます。まず、岩倉市議会におかれましては、いろんな活動で御協力と御理解をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。若干飛ばしまして、私ども中小零細企業自営業者は、長引く個人消費の落ち込みで経営難となっております。このような情勢の中、多くの全国の自治体では、地元中小零細企業自営業者による住環境の改善、地域経済活性化、雇用促進などの地域促進制度として、住宅リフォーム促進事業制度が全国で導入されました。

当市におかれましては、24年、25年、26年の3カ年間で予算の執行額が2,445万2,000円、工事総額でいきますと、水道とかいろんな兼ね合いがありましたので、5億3,139万3,000円、工事件数が424件。特に、経済効果は21.7倍となり、大きな地域振興制度として寄与したことであります。

国においては、今後、定住者対策、空き家対策、住宅リフォーム制度支援策に力を入れており、近隣では、江南市が23、24、25、総額では4,070万円、414件。扶桑町では、25、26、27、28の4カ年間、5,130万円の438件が実施をされました。こういうことから、近隣においても、当市におかれても、地域振興制度として実績がありました。

再度、当市におかれましては、市内の施工業者、個人の私どもの施工業者も含むわけでありまして、発注の住宅リフォーム工事を対象とした場合、経費の一部補助を請願いたします。

このことから、この制度は、国、当市の施策と住民の要望に沿うものでございまして、最後の請願事項で上げますが、住宅リフォーム促進事業制度を実施してくださいということでございます。

なお、当市におかれましては、請願は今回について2回目でございます。1回目につきましても、須藤議長のもとで請願を採択していただきまして、その後、24、25、3カ年間という経緯であります。また、当市におかれましては、岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略というのが出ておりまして、そこには空き家等利活用推進本部も設置をされました。

そういうことから、そういうことも含めて、全体的にこの住宅リフォーム促進事業制度は有効的に働くのではないかなと思っておりまして、ぜひお願いをしたい。また、岩倉では、「住むなら岩倉！子育て・健幸・安心なまち」の中に定住の促進というのがありまして、ぜひその辺につきましても、請願の趣旨に沿い、請願事項を皆さんで採択していただきまして、また年度

をつなげるようにぜひお願いをしたい、そのように思っております。以上で
請願を終わらせていただきます。

◎委員長（宮川 隆君） 他の陳述人のほうからも補足の説明がございましたら。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） それでは、紹介議員の補足説明はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑ございませんでしょうか。

◎委員（相原俊一君） 各委員の皆様方には、この参考資料をつけさせていただきました。中段にありますけど、平成24年、25年、26年の3カ年間で、予算執行額2,445万2,000円、そういうやつの資料をつけさせていただきました、ここで当局にちょっとお伺いしたいんですけれども、24年から25年にかかるところで、24年が執行額が約5割に満たないところが、25年に入って99%ぐらいになっている。26年もそうなんですけれども、そこは何か政策の変更があったのか、指導の変更があったのか、その辺についてお教えいただければと思います。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） 今の御質問ですけれども、委員おっしゃるとおり、この助成制度につきましても、24年から26年の3カ年ということできせていただきまして、25年からもふえているということにつきましても、24年の間に、市としてもできる限りこの制度のPRをさせていただいた効果が25年、26年という形で件数がふえているというふうに認識しております。

◎委員（相原俊一君） そのPRだけで、これだけ市民の皆様方のほうにこのリフォームの制度が行き渡ったということでございますか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 今回、当初始めた補助の中には、下水道の排水設備工事というものが、ほかの市にはないんですが、岩倉市はそれが入っているということで、ロコミなのかもしれませんが、通常、下水道の接続については、補助金なしで各戸の皆様方の責任において接続していただくものなんですけど、岩倉の場合は、そういった補助があるということが周知のおかげか、24から25にかけては3倍に件数がふえ、しかも最終年については、初年度のおおむね6倍ぐらいはね上がっているということで、どちらともいいますと、一般の住宅リフォームに係る件数より下水の接続工事に係る申

し込みが非常に多かったということが、件数であったり、予算執行がなされている一つの理由なのかなあというふうに考えております。

◎委員（相原俊一君） ありがとうございます。

もう一点お聞きしたいんですが、業者数なんですけど、他の市町に比べると、岩倉は17、18、19各年度なんですけれども、固定しているような感じなんですけれども、それはどのようにとったらいいのか、その辺お教えいただければと思います。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） もともと岩倉市にこういった形の仕事をされている業者の方の数が少ないというところがございまして、このぐらいの業者数になっているというような形かというふうに思います。よろしくをお願いします。

◎委員（大野慎治君） 3カ年で岩倉が住宅リフォーム制度をやめた理由が、リフォームに係るお金ではなくて、下水道整備の接続の補助金に変わってしまっていると。制度の趣旨と変わったということでおやめになったということで判断してよいのでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 確かに、言われるように、下水道の件数がふえたということと、あとアンケートを24、25年、初年度と次の年にとっているんですが、結果を見ましても、特にこの補助金が創設されたからやりました、要は使いましたという方については、実は1割程度しかなかったということで、もともとはそういったリフォーム補助なしでもリフォームを考えられている方が非常に多かったということで、そういった部分からしても、あと一方で下水の接続工事がふえているとか、そこで不公平感にもつながってくるわけですので、そういう部分でも3カ年で終了を判断したということでございます。よろしくをお願いします。

◎副委員長（鈴木麻住君） 過去のリフォームの補助金の制度を私余り理解していないので申しわけないんですけど、当初から耐震の補助金というのがございますね。それプラス、リフォームの補助金というのもプラス・アルファで補助して出ていたんでしょうか。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） そうですね。耐震の補助プラスこのリフォームの補助という形を出しております。

◎副委員長（鈴木麻住君） 金額は幾らぐらい出ていたんですか。その耐震以外で補助金として。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） こちらのほうにつきましては、事業費の10%で上限20万という形を出しております。

◎副委員長（鈴木麻住君） 今回、子育て世代の移住・定住という形で、3

世帯同居という補助金が提案されていますね。それが最大60万の補助が出るという形で、それとまたこういうリフォームとかという、耐震もプラスで、さらにリフォーム補助となると、3つの補助金が追加されるということになると、相当な補助金額になるのではないかと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君）　そうですね。確かに、3世代で同居・近居のところでリフォームについても、今お願いをしているところでございますけれども、今後、やはり市としましては、住宅のリフォームに対する補助という形で考えるのであれば、もちろんその耐震改修の部分と、今の定住という意味での3世代の同居・近居、あとは空き家のリフォームの補助だとかといった、そういった定住促進につながるような政策に対して補助をしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

◎委員長（宮川 隆君）　せっかく陳述人がお見えですので、過去に振り返って申しわけないんですけれども、4年前に来ていただいたときに、結局今の工事の業者さんの体系として、大手のところに発注が行って、それを下請、もしくは孫請みたいな形で今やられていると。下に行けば行くほど手数料を取られて、実入りが少ないということであれば、安くいい工事を提供するきっかけになれば、市民との直接のつながりができればありがたいというようなことが4年前に陳述されたと思うんですけれども、それって、過去3年やられて、一定の市民とのつながりだとか、信頼関係というのはできたんでしょうか。

◎陳述人（宮島正彦君）　私ども、江南市も含めて、岩倉市は大体、組合員さん30名ほど在住しております、岩倉市は30名ぐらいの会員、全建愛知尾北支部の岩倉の在住が約30業者、30名というんですかね、いまして、よくある話が、最初工事しますよね、工事ちょこちょこっと直して、補助金、上限で20万ですけど、もらいました。そうすると、あそこもまた直したいとか、そういうことで広がっていく、そういうこともちょっと前回ここで話させていただきましたが、そういう効果もありますし、よくある話が、変な業者が、要はずうっとそこに住んでいて、昔でいくと、町の大工さんというのがおれば、その人はそんなに変な工事をやって逃げていくわけにいかないの、ある程度きちっとした工事はやるんだろうと。ただ、よそから来て、あそこ直さないかんで、ちょっとリフォームでという人は、もうその場限りでさっと適当にやって逃げていくと言ったら失礼な発言になろうかと思いますが、そういうこともありますので、やはり地元の業者さんをお願いをして、それで長く。昔ですと、僕らの時代ですと、町の大工さんにちょっと頼もうかとい

うことがあったんですが、今は若干そういうことが薄れていますので、そういうことを含めて、私どもの組合員さんなり、私ども組合員さんだけじゃなくて、岩倉市に在住の業者さんをお願いをする。ただ、賃金的な話をしますと、やはり下請になると、土木とかは重層下請でございまして、賃金は若干ピンはねといたらいいんですか、引かれて、若干下がるわけですが、長いつき合いで、そういう効果は、信頼された地元の業者ということではないか、そのように思って、一定の効果はあったと思っています。江南市でもそのようなことを、この前、市長ともそういう話をしまして、そういうことを言っておりましたので、そういうことを含めて十分な効果は得られると、そのように思っております。

◎委員長（宮川 隆君） 確認の意味で済みません。全てが全てそういう業者ばかりではないと思うんですけれども、今言われているのは、外壁であったり、床下関係のところちょっと強調されているようなイメージというか、そういうものがあるということだと思っておりますけれども、もう一点は、ここで上がっている数字以上に、やはり波及的に市内の業者さんのほうにも仕事の発注が多少はふえているという感覚でよろしいのでしょうか。

◎陳述人（宮島正彦君） そうですね。これが窓口になって、2回、3回、初め少し直したんだけど、やっぱりもう少し直したいとかいう、補助金なしでそういう依頼もあって、波及はあろうかと思えます。

◎委員（大野慎治君） 陳述人に御質問させていただきます。

2014年に消費税が5%から8%、平成26年4月ですかね、上がったときに、26年度まで岩倉はやっておったんですが、消費税が上がる前、上がった後で、リフォームの落ち込みとかはあったのでしょうか。

◎陳述人（宮島正彦君） 私ども全建愛知全体で見ますと、リフォームの工事自体、今新築がほとんどない状態がずっと続いておまして、国もそれを含めて、定住者とかリフォーム促進をとにかくやりなさいよという話ですので、リフォームの消費税にかかわらず、方向性は、もう新築じゃなくてリフォームに向かっている、そのように思っております。

◎委員（大野慎治君） 件数的なものは。

◎陳述人（宮島正彦君） 件数的には、全建愛知全体ではきちっとした調査をしておりませんので、例えばリフォームの工事は何件とったとか、そういう調査はきちっとはしておりませんが、きょう、書記長もうちの本部の住対部長もしておりますので、一度そういう調査も含めて、私どもも必要ではないかなとは思っております。

◎委員（大野慎治君） 次の消費税の増税が2年半後に予定されています。

もしこのリフォーム助成制度が実施されたとしても、2018年度、1カ年ないし2カ年、消費税増税の影響がないような形で制度設計するのかもしれないのかという話が多分出てくると思うんです、経過措置として。そういった形でもいいのか悪いのかという。毎年毎年ずうっと継続していく制度でもないかなあというのはあるんですが、空き家対策だったり、特化したようなものにしていかなきゃいけないと思いますが、そのことに対して、陳述人はどのようにお考えでしょうか。

◎陳述人（宮島正彦君） 私どもは、リフォームに限っていいますと、いろんな市町村がありまして、いい使いやすさの制度だと、私どもの職人さんはあっと飛びつく、そういう経緯もありますね。やっぱり今見ますと、岩倉、それから江南、扶桑がもう4年目ですかね、準備して。若干、僕の感覚的な話をしますと、一番使いやすいのは、どうも職人さんなんか聞くと、扶桑が使いやすいという話が多いですね。要は、門戸を広げて、ある程度特定をしないような格好で当局のほうで計画をしていただいて、純然たるリフォームということに特化するのか、それに付随していろんなものをつけるのか、それによって随分変わるのではないかなと、そのように思っております。使いやすいリフォーム制度をぜひまたお願いしたい、そのように思います。

◎委員（堀 巖君） 先ほど、当局の説明の中で、実際補助金があったからやったという人は1割程度だという話がありました。岩倉市は持ち家率が低いわけで、家を持っている人は、やっぱり長く住むためにはリフォームをしていくわけですね。だからこそ、補助金があるなしにかかわらずやるということになるわけです。これって、前の制度として賃貸住宅というのは対象ではなかったんでしょうか。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） 要綱上については、自己用住宅という形になっておりますので、賃貸住宅については対象となっております。

◎委員（堀 巖君） 定住促進を促すという意味において、岩倉市の特性として、持ち家率が低くて、優良な賃貸住宅をふやしていくということについて、やはり結婚して子どもができれば出ていってしまう。ちょっと3LDK的な賃貸も少ないとか、いろんな要因があると思うんですよね。そこら辺を改善するためのリフォームということについて、考える余地はないんでしょうか。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） 堀委員の御指摘につきまして、それにつきましては、まち・ひと・しごと総合戦略の中の空き家の利活用事業というところで、そちらのほうでも空き家に対するリフォーム等で検討できないかということで、今それを進めようとしているところですので、そちらの

ほうで検討していったって、賃貸でもリフォームしてもらうことによって岩倉に住んでいただけるような形のを今後検討していきたいというふうに考えております。

◎委員長（宮川 隆君） 他に質問ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） この後、どういうふうに取り計らいましょうか。結構否定的な御意見はなかったようには思うんですけども、かといって、今後の進め方に関して具体的にちょっと欠けるような感じがするんですね。実際問題、国や県に意見書を出すというものではなくて、直接岩倉市の予算にかかわる部分だと思うんですけども、その辺を含めて今後どのように進めるべきかなということで、委員のほうから御意見がございましたら。

◎委員（相原俊一君） 要は、一般会計から例えば1,000万出すとか、そういう形だと、岩倉市としても大変なんですよね、絶対に。こういうような補助金が半分ぐらい出れば、やってもいいのかなと私は思うんですよね。その意味で、早急に結論を出すのじゃなくて、まち・ひと・しごとのほうの利活用ができるような補助金を探すという形でいくのが一番なのかなとは思いますが。リフォームは大事なことですから、これについての請願は、私は趣旨としてはよくわかることだと思います。

◎委員（大野慎治君） 私も否定的なものではなくて、今当局も積極的に検討を進めていきたいという発言もあったんで、議会とともに、当局と一緒によりよい制度をつくっていくために、また陳述人のちゃんと門戸を広げてという御意見がございました。それも含めて、この請願に対しては、もっといい制度をつくるために、ちょっと申しわけないですけど、あえて継続審議として、よりよいものを逆に委員会としてつくっていくという意味で継続審議を御提案したいんですが、皆さんの御意見を賜っていただきたいと思えます。

◎委員長（宮川 隆君） ただいま大野委員のほうから、継続に付して、もう少し課題として皆さんでもんでいこうというような御意見がございましたけれども、ただいまの御提案に対して御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） それでは、請願第1号に関しては、継続審査に付することに決したいと思います。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

続いて、議案の審査に入ります。

議案第3号「岩倉市個人情報保護条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略という声がありましたので、省略させていただきます。

当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎委員（堀 巖君） 直接この条例の是非には関係ないとは思いますが、独自利用は考えていないとずうっと答弁しています。よそでは独自利用しているところがあるというふうにも聞いていますので、現時点で今後の独自利用についてどのように考えているのかをお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 独自利用についてですけれども、議案質疑の中でも、黒川議員のほうから、確認の意味も込めて少し質問があったかと思えますけれども、当初の独自利用をしないという結論に至った背景は、やはり私どもの考える上で、独自利用して情報連携をするというのは、他の機関、他の自治体であったり、国の行政機関等々の連携が始まって、初めて効率化が図られるということと、現行システムのリースの期間が現状29年12月末ということもあって、ほぼシステム改修に関するメリットというか、そういったものが感じられるのが数カ月になってしまうということもあって、まずは一旦、慎重にスタートしようということでございました。

部長のほうからも議案質疑で少し答弁ありましたけれども、今度のシステムを更新する際には、既にほとんどのベンダーさんのシステムは、改修済みのものが提供されることとなります。そうしたことを踏まえて、現時点ではまだ検討されておりませんが、29年度に入ってから、庁内の検討組織の中で独自利用について検討をした上で判断をしていきたいというふうに考えております。当初、私どもが想定していた状況よりは、条例上、独自利用は多かったと、他市町の状況は、そういうふうに考えています。その状況は、システムの的にどうしても番号を持ってしまう、だからとりあえず条例には入れておかなきゃいけないと、そういった判断もあったかと思えます。それは、ちょっとシステム的な話にはなるんですけれども、システムの構成上、一つのパッケージシステムの中に番号を持つ事務があると、ほかのサブシステムの中でも番号を持ってしまう、そういう改修を想定しているというベンダーさんもあったということで、独自利用に踏み切っているところもありますの

で、私どもの現行使っているシステムはそういったことはなく、法定事務のみのデータ保持というのできる状況でしたので、そういった心配はなかったんですけども、そういった状況もあるかと思いますので、そういったことも含めて、担当課がそもそも使いたいのか、情報連携したいのか、システムのどのようなのかということ、これを29年度に庁内でじっくり検討して、結論を出していきたいなというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） その独自利用について、多分、市民の方というか、私も含めてわかりにくいんですよ。その独自利用が、平たくいうと、市民が便利になって、利便性に供するものになるかどうなのかという点について、市はどのように考えて、この検討の中で積極的に進めようとしているのかという視点で、答弁はどうなんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 独自利用事務の多く、特に市町村の事務としての独自利用の多くは、やはり所得の情報ですとか、生活保護の受給情報等々、その料金ですとか、手当の受給資格等にかかわる情報です。ただし、ずうっと岩倉に住んでいる方というのは、基本的に岩倉の中にそういった情報がありますので、そういったメリットというのは余りない。ということは、新たに転入をされたり、転出をされた方が、昨年度の税の情報というのを岩倉市として所有していない場合に、バックオフィス、連携ができるということなので、現在岩倉市に住まわれている方についてのメリットというのは、大きくはないと思います。ただし、転入をされてきた方が転入前の住所地の市役所で証明書をとったりだとか、そういったことは基本的になくなるので、利便性は上がるというふうには思いつつも、多くの方に影響が出るということではないのかなあというところもありますので、一旦は改修をしてまではやる必要はないのかなあという判断に至ったということです。

ただ、現状、そういった仕組みを含めて、7月には実際に情報連携が始まってくるので、岩倉ですとか、特定の市町村だけ所得証明書を前住所地からとってくれという話になるのかというようなことも、やっぱりいろいろ考えないといけないので、そこはいろんな情報を踏まえて、総合的に検討していきたいというふうに思っています。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論もないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第3号「岩倉市個人情報保護条例等の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第3号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例及び岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について」を議題といたします。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略という声がありましたので、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第4号「岩倉市職員の育児休業等に関する条例及び岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第4号は全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） では、当局の説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑ございますか。

◎委員（木村冬樹君） この条例の一部改正につきまして、特別職報酬等審議会への諮問というのはどのような形になっているのでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 報酬等審議会への諮問ということなんですけれども、報酬等審議会で御審議いただく内容というのは、市議会議員の報

酬であったり、市長等の給与の額を御審議いただくという場になっております。

こちらで審議いただく内容というのは、本来、その職務の役割に対する本則の月額と、本来の月額を審議いただくという場になっておりますので、今回特例的に引き下げる部分については審議の対象になっていないということで、今回は開催をしておりません。

◎委員（木村冬樹君） それはどこに規定されているのでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 例えば、選挙の際の公約であったり、また市の財政難等で引き下げるような場合、多々ほかの事例でもありますけれども、そういった場合については、報酬審議会の中で御審議いただいても、なかなか不可抗力といいますか、審議するようなことにならないものですから、本来の役割に対する給料月額をきちんとそこで審議いただくという場である会でございますので、特に明確な規定はありませんけれども、今回は対象にしていないということでございます。

◎委員（木村冬樹君） 条例上でいきますと、やっぱり額を変更する場合については、選挙公約であろうが、市の財政上の理由であろうが、諮問をしなければならないという解釈ではないのでしょうか。この条例の第2条について、やはりそういう新たな基準を決めるのであれば、そういうものが文章化されていないとおかしいんじゃないのでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 特別職報酬審議会のほうの所掌事務ですけれども、特別職の給料の月額の審議をするといった話になっております。今回、給料の月額については変更はなく、特例的に3%をカットするという形のものでありますので、これまでも一定、過去にも手当等をカットしてきたこともございます。そうした部分においては、特に報酬審を開くことなく対応してきたといったところもあります。ですので、今回については、改めて報酬審のほうに審議を諮ることなく、条例の一部改正の提案をさせていただいているというところでありますので、お願いします。

◎委員（木村冬樹君） 3%のカットについてだって、月額のこの額がカットされるということは明らかになるわけで、どうも条例に沿った対応ではないんじゃないかなというふうにやっぱり思われます。これは私の意見ですから、これ以上やりとりしても同じやりとりになるのかなあというふうに思いますけど、そういう解釈があるとするれば、やはり何らかの形できちんと規則化しておくことが必要ではないかなというふうに思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 規則化というんですか、そこら辺は内容につ

いて、今のところどういった形というのが思い浮かびませんが、他市の事例等を参考にすることが、またどうかというふうに言われるかもしれませんが、他自治体のほうでも、一定こうした特例的な場合には、報酬審等は開かれていないといったところは多々あるというふうに認識しておりますので、その辺は今後研究をさせていただきたいと思います。

◎委員（堀 巖君） 私も木村委員と同意見でございます。特に、さっきのマニフェスト云々という発言がありました。例えば、市長がマニフェストで給料月額を半分にすると言ったときに、それは報酬審にかけずにやるという解釈なんですか。めちゃくちゃ拡大解釈だと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 確かにマニフェストで上げたらどうするんだという話になりますよね。だから、そういうのがありますので、あくまでも特例的な措置の場合には、報酬審に諮ることなく対応ができると考えていますが、それは当然個々の内容によって判断をしていくことになると考えております。

◎委員長（宮川 隆君） 条例上正しいかどうかというのは、専門家ではないので判断しかねるところだとは思いますが、ただ、どちらが正しいかというのは、今後議論の俎上に上げるべきであれば上げていく必要性はあるのかなとは思いますが、過去を振り返ったときに、例えば前市長の場合はほとんどなかったんですけども、その前の石黒市長のときに、よく何か不祥事がありますと、10%3カ月カットだとか、いろんなことで月額報酬をカットしてきたことが頻繁に行われていたように記憶しているんですが、その際というのは、どういう取り扱いをされてきたんでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 当時、私は係長でいましたのであれですが、その際には、特に報酬審を開くことなく議会のほうに上程をさせていただいて、お諮りをしていくという形で来ています。手当等も確かそうでした。

◎委員（大野慎治君） 直近の報酬審議会がいつ開催されたか、ちょっと議事録が今手元にないものですからあれですが、諮るか諮らないかじゃなくて、報告はする必要があるのかなと。報酬審議会で、今こういう状況で3%カットしていますという報告はするべきではないかなと。それを諮るということではなくね。そのことに関してはどのように。直近の報酬審議会がいつ開かれたか、今手元に資料がないものですからいけませんが、そのときには報告はされたのか、されていなかったのか。昨年度からされていますので、その辺のところをお聞かせください。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 昨年度に報酬審議会を開催しております、

2月16日に答申をいただいているところでございます。答申をされれば、自動的に委員としてはそれで終了ということになりますので、昨年は3月に追加上程をさせていただいておりますが、その際には委員は不在ということで、報告はしておりません。

◎委員長（宮川 隆君） 大野委員が言われる報告というのが、例えば一定の方向性が決まったときに、全協での報告だとか、委員会での報告だとかという、そういうことを意味……。

◎委員（大野慎治君） 報酬審議会への。

◎委員長（宮川 隆君） 審議議会への報告だね。わかりました。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 今回、条例改正された折には、来年度、報酬審議会等を開催しますので、委員の皆様にはその旨報告をまずさせていただきたいと思っております。

◎委員（堀 巖君） 報酬審議会という附属機関の性質なんですよね。附属機関を置くということは、議会の議決とは別に、一般的な目線で判断してもらい、審議してもらいという機会、独立して当局の意見とは別にちゃんと返すと、答申するという話なわけですよ。だから、別に報告する機関では僕はないと思っていて、やっぱり審議して、答申を返すという機関なので、やっぱりどんなことであっても、そのことが正しいのかどうなのかということ、それを別の機関でもんでもらうという機会を設けている以上、やはり解釈でもって時々で変わっていく、慣例的にそうだったからそうだという話じゃなくて、そうだとすればやっぱり文書できちんと残しておくことが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 報酬審議会等の委員の任期につきましては、諮問をし、答申をいただいたところで終了となりますので、特に任期の定めはございません。ということで、先ほど総務部長の答弁もありましたけれども、今後については、他市町の状況を含めて研究はしたいというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） 任期の話と附属機関の性質の話は、ちょっと違う話ではないでしょうか。

◎委員長（宮川 隆君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎総務部長（山田日出雄君） もともと報酬審のほうの所掌事務に関していえば、市長の諮問に応じて答申をするということでありまして。任期に関しては、答申の終了時には任期を解くというんですかね、任期の終了、末になっ

ているということですので、その点に関しては、そういう形での辞令交付を出させていただいておるといふところでもあります。

◎委員（堀 巖君） ちょっとずれがあるんですけど、だから諮問機関というのは、市当局、議会の議決があるからいいというわけではなくて、それは違う場できちっともんでもらって、審議してもらおうという場でしょうという確認です。だとすれば、そういう額の変更に伴うようなことであっても、それは解釈ではなくて、本来ならばちゃんと審議してもらって、それなりの考え方を出示してもらおうという、そういう機関ではないでしょうかという質問です。

◎総務部長（山田日出雄君） その点に関しては、先ほど申しましたけれども、当局とすれば、一定これまでのところも含めて、特例的な扱いに関しては報酬審を開く必要はないというふうに考えていました。ただ、今の御質問、御意見等がございましたので、その点に関していえば、こうした特例の場合においても、どういうふうにするべきか、取り扱うべきか、あるいは報酬審に諮るべきかといったところは、今後研究をさせていただきたいと考えておりますので、お願いします。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、討論に入りたいと思います。討論ございますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第5号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論を行います。

この議案は、職員の給与の適正化と言われるものにあわせて実施している特別職の職員の給与の特例について、1年延長し、平成30年3月31日までとするものであります。

そもそも、職員の給与の適正化というものは、ラスパイレス指数による比較だけで行われており、その原因となる職員構成を職員規模が全く異なる国に合わせていく必要はないというふうに思います。

岩倉市でも、過去にはラスパイレス指数が非常に低かった時期もあります。その時々の職員の構成により、ラスパイレス指数も今後変化していくものであります。ラスパイレス指数が上がるたびに職員の給与を引き下げていく措置は、計画的に職員採用を行ってこなかった責任を今の職員に負わせるものであり、私は怒りすら覚えます。そのような基準に合わせて特別職の職員の給与も引き下げるといふことについては、道理があるというふうには思えません。

さらには、岩倉市特別職報酬等審議会の条例第2条にあります規定、市長は、議員報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。この規定にあるこの諮問を行わずに今回の議案提出になっていることについては、条例に反するのではないかという疑義が生じます。

以上の理由により、この議案第5号については反対といたします。

◎委員（大野慎治君） 岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

次の議案第7号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、職員の皆さんに対して、4等級及び5等級の職員には100分の1の削減、6等級の職員には100分の2の削減、7等級及び8等級の職員に対しては100分の3の削減をさらに1年間延長して削減するものであり、ラスパイレス指数が高いのを是正する措置のため、そしてまた給与体系の総合的な見直しを行うために1年間の猶予を与えるため、職員の削減を求めるために、みずから特別職が削減をするものであるため、賛成といたします。

◎委員長（宮川 隆君） 討論が終結いたしました。

次に、採決に入りたいと思います。

議案第5号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（宮川 隆君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第5号は全員多数により可決すべきものと決しました。

では、議案第6号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局側の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（宮川 隆君） では、当局側の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑ございますか。

◎委員（大野慎治君） この条例の一部改正は、配偶者の手当を削減し、子どもの手当を増額し、父母等の扶養手当を維持または削減するものでございます。職員の該当者数がわかればお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 対象者数、該当者数ということで、今現在、扶養手当を受給されている方は、子や配偶者などにかかわる扶養手当の受給者数ということで、141人いらっしゃいます。

あと、内訳については、配偶者にかかわる扶養手当の受給者の方は80人、子どもにかかわる扶養手当の受給者の方は125人。重複されている方がお見えになるものですから、そのような形になっております。父母等につきましては、10人の方が受給されています。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） 済みません、ちょっと細かいことで今の数字の関係で、配偶者の扶養手当を受給している職員が80人、子どもが125人ということで、重複もあるということではありますが、配偶者手当だけで、今回減額だけの対象になってしまうという職員はどのくらいいるんでしょうか。わかりましたらお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 配偶者のみの方につきましては、16人お見えになります。お願いいたします。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） では、質疑を終結し、討論に入ります。

〔「休憩をとってもらってもいいですか」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） 休憩を閉じ再開いたします。

では、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございますか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第6号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論を行います。

全体として、子どもの扶養手当の受給者が多いという点では、総額として扶養手当の額が引き上がっていくということで、その点については大いに評価するところであります。

しかしながら、配偶者手当のみ受給の方については、引き下がる内容も含まれています。その対象者が16人ということでありまして、その点については反対の立場をとるものであります。

総合的に見て、やはり引き下がる方がいるということでありまして、賛成はできないということで、この議案については反対いたします。

◎委員（関戸郁文君） 議案第6号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、平成28年8月8日に出された人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成28年11月24日に公布及び施行されたことに伴い、岩倉市職員の給与は国家公務員の給与に

準じているため、扶養手当の額を改めるものです。この改正は、民間企業及び公務における配偶者に係る扶養手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者や父母等に係る扶養手当の額を減額し、それによって生ずる原資を用いて子に係る扶養手当の額を引き上げるものです。また、配偶者や父母等に係る手当の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施するものです。

これまで岩倉市職員の給与については、人事院勧告に準じた改正を行ってきており、適正な給与水準に努めてきています。以上のことから、議案第6号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成をいたします。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第6号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 省略という声がありましたので、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

◎委員（堀 巖君） 昨年も同じような質問をしたと思うんですけども、このラスパイレス指数で、手元に28年の12月27日の総務省が公表している資料があって、市区町村でいうと、上位50市区町村の表があります。その中で、例えばこの順位に大幅に変動があるわけですね。去年が例えば177位だった京都府のある市が今回は急に35位になったり、片やこの表の中から消えている自治体もあるわけですけども、この点について、当局はどのように見ているんでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） まず、ラスパイレス指数が上がる要因というのはさまざまあるわけなんですけれども、今おっしゃられた、欄外の50位以外のところから35位になった自治体についても、少しどういった要因かと

いうところまでは把握はできておりませんので、何とも申し上げられませんけれども、内容については把握できてございませんので、よろしくお願い致します。

◎委員（堀 巖君） 質問がよくなかったですね。

本会議の中で、このラスパイレス指数については横の比較ができるという答弁がありました。例えば、町でも上位に上がってきている長崎県の時津町というんですかね、ラスパイレス103.3、28年4月1日。というところと岩倉市と、このラスパイレスを見て、どういう横との比較ができるというふうに考えてみえるんでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） ラスパイレス指数については、全国どこの自治体も国が示した同じ基準に基づいて算出をしておりますので、本会議でも総務部長が答弁しておりますけれども、対国ではなくて、同じ基準でA市とB市を比べる、横を比べることができるということでございますので、岩倉市は、今回削減後の額が101.7ということで、例えば100の自治体があれば、その自治体と比べて職員の給与が高いというようなことが想定されるということで、横の比較ができるというものでございます。

◎委員（堀 巖君） その考え方が僕は間違っているというふうに思います。それは横の比較になっていないです。職員構成がもともと違うのに、それこそラスパイレス指数の問題点が、今まで前市長も、そして前総務部長もこのラスパイレス制度はいいとは思っていないと。前市長に至っては、怒りさえ覚えるでしたっけ、そういう発言があったわけで、その103と100を見て、岩倉市のほうが給与が高いなんていう発想自体がもともとおかしくて、総務省が出しているものには、国と地方の平均給与でいくと、国は41万、地方が36万。もともとここだって年齢構成もどんなふうになっているかわからないし、単純な平均で余り参考にはならないかもしれないけど、これも一つの指標ですよ。ラスも指標の一つ。だから、ラスだけで判断して、岩倉市の給与は高いなんていうことを公言してもらっては絶対困るわけで、その点についていかがでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 今、委員がおっしゃられた職員の平均年齢での差というところの点からも少しお話をさせていただきたいと思います。

これについては、本会議での繰り返しの答弁になりますけれども、まず岩倉市と全国の自治体との一般行政職の平均年齢の比較ですね、約5歳ございます。また、その平均給与の差というのが4万ほどございます。その差を単純に比較すれば、岩倉市の職員の給与というのは低いということになりますけれども、この5歳の分を将来、昇給等昇格を見た場合には、ほぼ全国同一

の額になるということで、その点から見れば、ほぼ全国平均並みという視点はあるかと思えます。

一方、ラスパイレス指数というのは、これまで広く全国民と申しますか、周知をされている指数でございます。これが高いということになれば、これまでの答弁と同じなんですけれども、やはり市民の皆様から見れば、岩倉市の職員は給料が高いというようなことが言われるということでございますので、今回、引き続き引き下げる努力をしていくというものでございます。

◎委員（木村冬樹君） 今の例えでいうと、例えば岩倉市の職員が国と同じような人員構成というか、職員の構成になっていけば、ラスパイレス指数は落ちついていくわけで、比較というのは、ラスパイレス指数だけで見るということはやっぱりおかしな話だなあというふうに思ってしまう。じゃあ、今回の1年延長したことで、今のラスパイレスの比較というのは解決する話なんですか。

本会議でも、平成20年ごろは、非常にラスパイレス指数が低い時期があったというふうに思いますし、やっぱり採用してきた職員の数によって大きく変動する数字だもんだから、それだけにとらわれて今の職員の給料をカットするというのは、どうしても納得ができないなというふうに思います。

お聞きしたいのは、こういうラスパイレス指数が高いという状況が続くようであれば、この措置はずうっと続けるつもりなんですか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 本会議の答弁と同じことになりますけれども、なかなかすぐに改善というのは、正直、今現在は難しいと考えています。しかし、十分高いという問題意識は持っておりますので、できるだけ早く適切な体系となるように、速やかに研究はしていきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 研究して解決する問題なんですか。何か方法はあるんですか。要するに、職員構成が国と同じような状況になっていかないと、ラスパイレス指数は落ちついていかないんじゃないでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） ラスパイレス指数は、職員状況が年齢構成等、あと学歴ですね、国と同じだといった仮定をするというんですかね、加重平均をした形で出てくるものでありますので、それを踏まえた上での数字ですので、だから職員構成が国と同じじゃないと100にはならないということではないです。

その点で、先ほど堀委員も、給料月額でちょっと話をさせていただきますけれども、まず年齢構成。年齢構成というのを排除するような形の指数がラスパイレス指数ですが、まず年齢構成で考えれば、5歳近く県下の中でいけば

若い。平均給料月額についても3万円近く安い。それは、平均年齢が若ければ給料月額が安くなるというのは当たり前であります。それが、例えば5歳、先ほど課長も言いましたけれども、昇給していく、大体そうすると、2万七、八千円、3万円ぐらいですね、5年分で上がるんですね。そうすると、ほぼ追いつくだろうというところがあります。

あと、例えば県が40.8歳だったかな、岩倉が35.9歳になると、ちょうど35歳ぐらいからだとして、岩倉の場合は、ちょうどいわゆる主任から主査に昇格する時期であります。中には、さらに統括主査へと昇格する時期にもなり得ます。この3級から4級に昇格するときの給与のメリットというのは1万2,000円ぐらい。直近上位ではなくて、1万2,000円ぐらい上がるんですね。さらにまた4級から5級という話は、またそれは1万二、三千円。そうすると、5年間の昇給によって上がる2万七、八千円プラス、さらに1万2,000円、あるいは2万5,000円といった形で給料は上がっていきます。そうやって考えると、決して給料が、県平均から比べるとある意味高い位置づけにもなり得るといふふうには考えています。

そういう部分もありますので、確かにいろいろ指数というのは、ラスがあったり、こうした平均給料、今のような少し年齢層も見込んだ平均給料の見方もあるでしょうし、そこで、そこら辺をどこに持っていくかというのが多分あると思うんです。

かつて、職員組合とのいろいろなお話の中では、先ほど木村委員からも言われましたけど、かなり岩倉も低い時期があって、当時は県下平均を目指すといったところで話をしてきたことがあると思います。たしか一番低いときで94ぐらいがあって、そのころ県下平均が6か7ぐらいだったと思うんですけど、ちょっと記憶が定かでなくて申しわけありませんけど、県下平均より低くて、それを県下平均を目指すということで努力をしてきたというところがあると思います。

その後、これは本会議でもお話ししましたが、いわゆる特別昇給的な扱いもしながらラスの改善を図ってきた中で、高くなってきた。それが県下でも3位、あるいは全国でも上のほうになってきたということを考えれば、その点に關すれば、給与の適正化というところは取り組まなければならないと思います。

もう一つ、今、木村委員が言われたような根本的な給与の適正化という部分は、どういう形で図れるかというのは、やはり現状の給料の体系の中で、これも本会議で申しましたけれども、例えば昇給停止とか、給料の昇給幅を圧縮するとか、そうした形でやるのが一つの方法だと思います。ただ、そう

すると、そのためには、またこれから昇給停止をしていく中での期間がまた必要だということでもあります。そういう意味でいくと、この特例的な削減措置というのは一定即効性があるというんですかね、そういう部分での対応にはなってきていると思っています。

ですので、先ほど課長もお話ししましたし、私も本会議の中でお話をしましたけれども、基本的には、課題の認識は持っているというところではありますが、特別昇給等で一旦上がってしまった給与体系をもう一度適正な形に戻していくというのは、やはりそう容易ではないというところは認識をしておりますので、その点は今後もこうした削減措置、当然職員組合との合意もいただきながら、特例措置、あるいは根本的な給与体系の解決策というのは研究、あるいは取り組んでいきたいというふうに思っていますので、お願いします。

◎委員（堀 巖君） だから、その考え方が根本的に違うというふうに言っているんですよ。そもそも、さっきの年齢と給与で県と比較されましたけど、県は大きいじゃないですか。岩倉市は小さい自治体です。過去の採用がいびつだったわけで、それが根本的な原因じゃないですか。若くしてポストにつかなければならない。だから、ポストで給料が決まってくるわけですよ。違いますか。仕事で係長とか、今はグループ長ですけども、課長になりして、そこで給料がふえるわけですよ、若くして。だからラスが高いわけでしょう。小さい自治体を見てもそうですよ。こういう上位に上がってきている自治体というのは、本当に規模が小さい自治体が多いです。だから、どうしてもしようがないですよ、その年齢構成で早くポストにつくことになるわけですから。だから、それを給与を下げるということで100に近づけるという考え方。

じゃあ聞きますけど、この50ある自治体の中で、ラスが高いとって、僕、去年も電話をかけて聞いたというふうに言いましたけど、ラスが高いからといって給与を下げている自治体がどのぐらいあるんでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 済みません。この50の自治体の中で把握はしておりませんが、ただ本会議の中で、議員が例として挙げられました芦屋に関しては、給与カットをしていると思いますので、お願いします。

◎委員（堀 巖君） わかりました。芦屋は、去年給与カットをしたということですね。

私は、芦屋は、ホームページで市長がみずからさっきの誤解、ラスが高いと給料が高いというところは違いますよというふうに、丁寧にホームページで市長みずから上げているのが芦屋だというふうに言ったと思うんですけれ

ども、それは確認していただいていますでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 芦屋市のホームページにて、数年前から掲載されているのは確認しています。

◎委員（堀 巖君） その件でいえば、市としての説明責任というか、そういうことで、前市長は、1人当たり30分ぐらい話をすれば、1人ずつ理解してくれると思うけれども、それができないので難しいというふうに答弁しています。その後、岩倉市として、芦屋市を見習って、そういうラスパイレスについての誤解を解くようなことへの努力はなぜされないのでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） ラスパイレス指数の公表につきましては、現在は市のホームページ、また市の広報で公表をしております。その中で、岩倉市と類似団体と、また全国の自治体の平均を棒グラフで過去を比較して、お見せできるようになっております。

また、高くなった理由という欄も記載をして、ホームページでその理由を掲載はしております。

◎委員（大野慎治君） 私は、この3%の削減は一定評価しています。本会議でも御答弁ありましたように、今回1%から3%の削減をしなかった場合は、ラスパイレス指数が103.3になって、県下1位、全国8位になってしまったという、もう全国的に最上位のクラスになってしまったと。また、先ほど、大きな団体じゃないかといっても、大きな団体の中核市で47市ありますが、現在の101.7というのは、47位中8位になっているんですね。大きな団体の中でも8位となってしまうぐらい上位。今でもかなり上位のほうにつけているという現状もあります。一定やむを得ないと思いますが、難しい難しいと言っているけれども、秘書企画課長は、適切な総合的な給与体系の見直しを引き続き検討していきたいというお答えもあるんですが、この制度をいつまでも続けるのも難しいものですから、難しい課題ではあるにしろ、検討し、適切な給与体系をつくるということは、お約束していただけるのでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 継続して取り組んでいきたいと考えております。

ただ、これは本会議でもお話ししましたが、いつまでというのはなかなか明確にお答えができないというのがやっぱりあります。線を引くことはできないんですが、ただ、繰り返しになりますけれども、課題としては十分認識しておりますので、こうした特例条例を上程しなくてもいいような状態に、職員の給料の適正化、当然、先ほど堀委員が言われたような職務に応じた給与体系というのもあると思います。そこら辺もありますので、どこら辺のところだというのはまたさらに研究をして、また職員の皆さんにも理解を得ら

れるような形で進めていきたいと考えていますので、お願いします。

◎委員長（宮川 隆君） 済みません、1点気になったので、意見として。

先ほど、秘書企画課長がホームページ等で高くなった理由を説明しているという言い方をされたんです。少し気になったのが、実態はやっぱり年齢であったり、職種であったりによって、それなりの理由はあると思うんですね。ですから、表現の仕方でもかなり相手のとり方は変わると思うんです。ですから、高く見える理由ですよ。実際、県下で見方を変えれば、ラスだけで見れば高いのかもしれないけれども、ほかの指数で見たら、そう大して高くないという見方もできるわけですよ。ですから、市民に対する理解を発信する側としてどういう意思で伝えるのかということを含めて、表現の仕方というのは気にしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 今、委員がおっしゃられるとおりでと思います。より市民の方にわかりやすくしっかりと伝える表現等を用いて、お知らせしていきたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） 今回の特例は即効性があるということで、それを本当に根本的にやろうと思うと、昇給の圧縮だとかということは言われました。だけど、そんなことは絶対したらいけないというふうにも思うんですよ。将来的にどんどんその人が受けていくようなやり方をしてしまったら、またその時点で何かしなきゃいけないというような、そういうものじゃないですか、ラスパイレス指数というのは。何かちょっとそういう方法をとるとということについてどうも納得ができないんですけど、どういう考えなんでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 先ほども少し申しましたけれども、本会議でも言いました。ラスが上がった理由というのは2つあるんじゃないかなと。

1つは、23年度で7級制から8級制にしたということ。もう一つは、やはり平成20年以降、少しラスの低いところを特定的に改善を図ってきたということ。具体的にいえば、大卒で15年から30年ぐらいのところを3年間ほどに分けて特別昇給という形で行ってきたということ。それは、その当時ラスが低かったという。そのラスが低かった理由というのは、これは堀委員もわかっていると思いますけれども、やっぱりポストがなかったということ。そのときに改善した特別昇給を、ある意味、これはちょっと私の個人的な考え方ですけども、その部分を抑えれば、随分ラスは改善されるんだろうなという気もしないでもないです。ただ、それは特定のところで、あとそこだけを部分的にやることによって、給料の逆転現象が出てしまいます。次に昇格した子たちとの逆転現象が出てしまう。だから、そうすると、その

特定の部分に対して何らかの働きかけをするというのは非常に難しいと思います。そうすると、やはり先ほど大野委員が言われたような、ある程度根本的な給与体系を見直すことが必要だと思います。もちろん、昇給停止、あるいは昇給幅の圧縮というのは、当然将来にわたって関係してくるものですがけれども、ただこれまでの一定給与構造の見直しの中で、やっぱりかつてのように給与の高い者、いわゆる管理職とか、そういうところの部分を給料表全体の見直しとして昇給幅を引き下げていた経過があると思います。たしか私が人事にいました平成17年か18年のときの給与構造改革、いわゆる1号級を4つに分けたときなんですけれども、あのときも、本来は7、8級のあたりのところは7%カット、全体でたしか4.8だったんですけど、これはずうっと今まで、過去そうですね。給料表が改正されるときに、若手のところは上がる、あるいは現状維持でも、高齢階層のところは上がらないというようなところはずうっとやってきました。それはやはり民間企業との給料の体系の中でいけば、やっぱり公務員は高齢になっても昇給幅が大きいといったところを改善していく、これで本当に10年ぐらい多分かかって、やっとここまで来たと思います。

少し話は戻りますけれども、その給与構造の改革をしたときにも、やはりその7%カットのところは、現給保障という形でやってきました。だから、それは当然、職員の生活といったこともありますので、そうした対応をしてきました。今後も給与体系の適正化ということ为本市が取り組んでいく場合にあって、そうした現給保障的な生活給の確保といったところは、やっぱり念頭に置かなくてはいけないと思います。

そうした部分も含めて、少し時間をいただいて、早急にできると私は決して思っていません。今までのようなことは言いません。もっと時間がかかるのではないかと思いますけれども、そこのところは研究をさせていただきたいと思います。

◎委員長（宮川 隆君） 他に質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、討論に入りたいと思います。討論ございますか。

◎委員（堀 巖君） 議案第7号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、職員の国との給与の比較をあらわす指標の一つであるラスパイレス指数が高いということで、昨年、職員の給与を削減したものをことしも同様に削減するものであります。このことについて、昨年、総務部長もラ

スパイレスの制度はいいとは思っていない、前市長も私が言うとおりに、非常に理不尽な話であると、それぞれの市町で職員構成の状況も違うので、ラスパイレスばかりを取り上げられることは本当に怒りを感じていると正しい理解を示してみえました。

しかし、この指数でいうと、岩倉市が全国的、そして県内でも上位になってしまい、公表される以上、岩倉市の職員の給与が高いと思われ、市民の理解が得られない、よって削減するということになりました。今回も同じことです。

今議会の本会議で、市長は、小牧市で人事課長であった経験を踏まえた上で、制度の問題点を指摘していました。市民の理解ということであれば、昨年、ラスパイレス指数が高い自治体の市長みずから市のホームページでこのラスパイレス指数の問題点をきちんと説明していることを紹介しました。そして、この当てにならないラスパイレスの亡霊に取りつかれることなく、岩倉市においてもきちんと市民に説明するべきだというふうに述べたわけです。

先ほど、その説明の仕方によって市民の捉え方が違うということで、これからはその問題点についてきちんと市民に説明していただけるということもありましたけれども、現時点では積極的にその問題点を明らかにすることをしていないというふうに思います。岩倉市の職員の給与は決して高くないのに、そしてラスパイレス指数という一つの指標について、それだけで判断することについて、市長を含め多くの職員がおかしいと思っているのに、また市民の方に対してそういった説明がされていないまま物事を進めることについては、大いに遺憾の意をあらわし、反対といたします。

◎委員（関戸郁文君） 議案第7号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成の立場で討論を行います。

国家公務員の給与を100とした場合の岩倉市職員の給与水準を示す、いわゆるラスパイレス指数が、平成28年4月1日時点で101.7であります。また、この101.7は、給与の削減を行った上の指数であり、削減を行わなかった場合の指数では、試算ではあります。103.3ということでございました。

岩倉市の職員の年齢構成がいびつであり、平均年齢が県内他市と比較しても5歳ほど若いという特性もありますが、ラスパイレス指数については全国の自治体が同じ計算によって算出されるものであり、岩倉市の職員のラスパイレス指数は全国でも上位に位置しています。

この条例は、日ごろ市の発展、市民の福祉の向上のために働いていただいている職員の皆さんにとっては、大変厳しい内容であることは十分に承知しています。しかし、岩倉市の給与の適正化を図るために実施している給与の

特例を延長し、平成30年3月31日までの1年間、給与を削減することによって、職員給与の適正化を図るものであると考えます。

以上のことから、議案第7号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成をいたします。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） ないようですので、以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第7号「岩倉市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ほかに陳情等文書表のとおり、陳情が1件本委員会に送付されております。陳情の取り扱いについて、どのように取り扱いさせていただきますでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 本会議の中でも出ていた、例えば中小企業の条例化をしてほしいとか、そういった重要な事項があります。そして、この団体が岩倉市商工会という岩倉市と非常に密接な関係がある団体でありますので、陳情といえども、請願と同様に扱うべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（宮川 隆君） ただいま堀委員のほうから、請願と同等の取り扱いをすべきという御意見がございましたが、いかがいたしましょうか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 賛成の御意見が多いようですので、この件に関しては、請願同等の取り扱いとして審議したいと思えます。

では、陳情第2号「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」について。

この件に関して、各委員から御意見がありましたらいただきたいと思えます。

◎委員（木村冬樹君） 大きく6つの項目があって、1、2、4、6あたりは市としても一定進めている部分だというふうに思えます。やっぱり実現できていないという点でいうと、いわゆる中小企業、あるいは小規模事業者の振興基本条例の制定の問題であるというふうに思えます。

もう一点は、やはり商工会員を優先した受注機会というのは、これはちょっと実現はできるのかなあというところで、非常に疑問がありますし、そう

いうことを議会として賛同するというのもなかなか難しい問題なのかなあというふうに思っているところでもありますので、どうしたらいいでしょうかね。

私としては、条例の制定についての本会議でのやりとりもあったわけですから、それを踏まえて、一部採択みたいなものにしていくことかなあというところなんです。

だから、例えば3と5を外した形での一部採択にするか、3には、趣旨では、多分皆さん賛同できる部分もあるというふうに思いますし、市長も商工振興の問題をマニフェストに上げているというところで、研究したいということで答弁がありましたので、そこも含めて採択するのかというところがあります。

◎委員長（宮川 隆君） ただいま木村委員から一部採択、3と5を中心とした一部採択すべしという……。

〔発言する者あり〕

◎委員（大野慎治君） 商工会員を優先したというか、市内業者さんを優先した発注というのは、僕は一定進んでいると思いますが、当局としての認識はどのような感じなんでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 本市におきましては、例えば指名の格付であるとか、そういったところで市内業者は有利な取り扱いをしておりますし、少額な物品等もできるだけ市内の業者からというような形でやっておりますので、一定今質問のあったことについては、配慮はさせていただいております。

◎委員（相原俊一君） この商工会の陳情というのは、毎年出されているんですよ、たしか。だから、本当に堀委員が言われたように、陳情じゃなくて請願にするというのは私も大いに賛成なんです。木村委員が言われたように、全部は確かに厳しいと。私も一部採択するという意味の部分採択については、賛成という個人的な意見で申し上げます。

◎委員（堀 巖君） ということは、3番の中小規模企業振興条例を早期に制定しというところの議論をしないと、これを外すのか、外さないかというところになると思うんですけれども。

◎委員長（宮川 隆君） この件に関しては、できれば委員の中で自由に発言していただいたほうが議論が深まるかと思うんですけれども。

◎委員（堀 巖君） ちょっと当局に聞きたいんですけれども、すぐにはこの条例は制定は考えていないというような答弁だったと思うんですが、方向性としてどのぐらいのスパン、二、三年とかね、どのぐらいのスパンで、これは本当に必要ないのかどうなのかという点についてはどうでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） ごめんなさい、ちょっとこの請願と陳情と、

陳情が請願になるのと、これは同じものを市長宛てにも要望書としていただいているんですけど、そういったところの取り扱いというのはどういふ……。

◎委員（堀 巖君） 議会としてこれをやっているんじゃない。

◎商工農政課長（伊藤新治君） だから、それはそれでということですね。わかりました。

3の小規模企業振興条例の関係なんですけれども、市としても、やっぱりこの条例の必要性については十分承知はしております。本市の商工振興におきましては、アンケート調査ですとか、これまでも円卓会議などで議論してきた課題や問題点について、商工会と市内の金融機関で設立しました地域産業活性化推進協議会の中でも整理して、今年度中に岩倉市中小企業・小規模事業者活性化行動計画を作成しますので、今後はその行動計画を推進していきながら市内の事業所の機運を高めていって、その必要性についても、商工会なり事業所の方と議論をしながら条例の制定について検討していきたいと考えております。ただ、それが1年なのか、3年なのか、5年なのかというのは、その行動計画をやりながら事業所の機運を高めて、商工会と事業所と検討していきたいと考えています。

◎委員（堀 巖君） きのう、市長の答弁だったかな、行動計画があるから条例はいいやみたいなニュアンスで聞こえたんです。だから今聞いたんですけど、そうではないですよ。普通、一般的に計画というのは、例えば大きい計画だと、法に基づく計画、それから条例に基づく計画というふうになっていて、やはりそういう法や条例、条例も含めて法なんですけれども、法律でこの計画の必要性をちゃんとうたって、計画がある。ましてや行動計画というのはアクションプランじゃないですか。アクションプランの上にちゃんと基本計画的なものがあって、その基本計画は、条例なり法なりに基づいてつくられるべきだと、それが基本的なパターンだというふうに私は思いますが、その点はいかがですか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） そのとおりで、この行動計画があるから条例が必要ないということは考えておりませんので、この行動計画を推進しながら、先ほども申し上げましたけれども、条例の必要性について検討していきたいと考えています。

◎委員長（宮川 隆君） じゃあ、私のほうから、この3項の中段のところ、愛知県が中小企業の振興基本条例を制定したとあります。これは平成24年ですよ。それを受けて、岩倉市との関係というか、位置づけというのはどのように影響してくるんでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 県の条例ですので、それに従って岩倉市も

進んでいくんですけれども、県としても、各市町村でも、こういった基本条例はつくりなさいよという話もありますので、その辺も含めて検討していきたいと考えています。

◎委員（大野慎治君） 小規模企業振興条例、市町村で制定されているのはどのぐらいあるか、把握されていますでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） ちょっと今資料がないんですけれども、少なくとも近隣では小牧市さんが制定をされています。

◎委員長（宮川 隆君） 他に質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） では、先ほどの部分に戻らせていただいて、この請願をどのように、一部採択すべしという御意見はあったんですけれども、その中で、この6項目の中のどの部分をどのように、要は委員長報告の中で報告すればいいのかというのがいまいよくわからないので、皆さんの自由闊達な御意見をいただきたいと思いますが。

◎委員（堀 巖君） 今の議論を聞いていると、3番についてはやはり採択すべしというふうに思います。

よって、5番を除くものについて採択すべしということではいかがでしょうか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 私も堀委員と同様、今の感じだと、法は必要だというふうに当局のほうも考えているみたいなので、5番を除けば、あとは採択をしてもいいのかなと思います。

◎委員長（宮川 隆君） 他にございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（宮川 隆君） それでは、お諮りさせていただきます。

陳情第2号「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についてですが、本文中、5項目めを除いた部分に関して、一部採択ということに決したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（宮川 隆君） 挙手全員であります。

したがいまして、この陳情第2号に関しましては、5項目めを除いた残りの5項目に関して一部採択ということで本会議のほうに上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（宮川 隆君） 休憩を閉じ再開いたします。

先ほどの請願第1号を受けて、本委員会として閉会中の継続審査に付する案件ですが、ただいま配った内容に関して、12月議会から継続した、まだ未解決の案件も5件ほどございます。それに加えて、この1件、住宅リフォーム促進事業助成制度のあり方についてを付加した形で議長のもとに申し入れをしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） 異議なしと認め、この1項目を加えた形で継続審査のほうに付したいと思います。よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 提案なんですけど、私、継続審査を申し入れた人間として、4月に1回、ちょっと住宅リフォームの勉強会の開催を、ぜひ日程を調整して……。

◎委員長（宮川 隆君） 終わってから調整ということで。

次に、その他の項目で、厚生・文教常任委員会より請願第3号に関する連合審査の申し入れがされております。ただ、正式にはあす開かれる厚生・分教常任委員会のほうで定められる予定であります。ですので、後日、正式に厚生・文教常任委員会のほうからの申し入れがあったときに、その連合審査を当委員会として受け入れたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（宮川 隆君） では、日程等に関しては、所管委員会であります厚生・文教常任委員会とすり合わせをした上で、各委員さんのほうに通知したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。